

公益財団法人和歌山県奨学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人和歌山県奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都調布市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主として和歌山県出身の者で、住宅環境の厳しい都市で勉学に励む学生に対し、経済的負担を軽減して修学を援護し、共同生活を通して人格の形成を図り、もって有為の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生寮の建設及び維持経営
 - (2) 在寮学生の生活指導
 - (3) 学生とその父母及び先輩等との連絡の援助
 - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の基本財産は、次の通りとする。

- 1 別表1に掲げる財産及び理事会、評議員会で基本財産とすることを決議した財産
- 2 この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の(3分の2以上の)議決を経た上で、評議員会の(3分の2以上の)承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条2項4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員4名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の条件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の該当数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及び配偶者又は 3 親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員であるもの

ニ 次の団体において職員であるもの（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の法律行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるもの）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることが出来ない。

4 評議員に異動があつたときはその旨を行政庁に届け出るものとする。

(評議員の任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げないものとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 13 条 評議員は、無給とする。ただし、その職務を遂行するために要する費用は支給することが出来る。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は評議員会で互選する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要に応じて臨時評議員会を開催することが出来る。

(招集)

第 17 条 評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事録については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中より選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員、顧問、相談役、職員

(役員)

第 20 条 この法人には次の役員を置く

(1) 理事 3 名以上 6 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事及び評議員及び職員が含まれてはならない。並びに、監事には理事及び評議員の親族その他特殊の関係にある者も含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。常務理事は理事会の決議に基づき、業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上自己の業務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況を調査することが出来る。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが出来る。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事には、報酬を支給しない。

- 2 理事及び監事にはその職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役)

第 27 条 この法人に、任意の機関として顧問及び相談役をおくことができる。

2 顧問及び相談役は次の職務を行う

- (1) 顧問は理事長より諮問された事項について相談に応じる。相談役は理事会より諮問された事項について意見を述べるとともに、理事会決議により指示された職務を支援する。ただし、相談役は理事会決議に参加することは出来ない。
- (2) 顧問及び相談役は理事会において選任し、理事長が委嘱する。
- (3) 顧問及び相談役の報酬は支給しない。
- (4) その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(職員)

第 28 条 この法人の業務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員を任免する場合は理事会の承認を必要とする。
- 3 職員は、有給とする。ただし、非常勤の職員は、この限りではない

第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(召集)

第 31 条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故あるときは常務理事が理事会を召集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長が行う。

2 理事長がやむを得ず理事会に出席できないときは、常務理事が議長を務める。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することが出来る。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 36 条 この法人は基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときは除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消し日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財団の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経

て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。ただし、貸借対照表及び損益計算書については、一般社団・財団法人法第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する、

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長を竹中美晴とし、常務理事は栗山隆博とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする
橋本又三郎 山本善彦 宮田喜八郎 浦聖治 藤俊 谷越博文

別表 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条 2 項）

財産の種別	場所・物量等
基本財産	5,000,000 円
土地	1943.78 m ² 東京都調布市佐須町 3 - 1 6 - 2